

工業統計調査に係る承認事項の改正要旨

平成 22 年 9 月
調査統計部産業統計室

1. 改正の趣旨

「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月 27 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）等に基づき、経済センサスの枠組み及び経済センサスの創設に伴う大規模統計調査の統廃合、簡素、合理化について検討を行う「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」が設置され、同検討会における検討の結果、平成 18 年 3 月、「経済センサスの枠組みについて」（以下「枠組み」）が決定された。枠組みの整理によれば、平成 22 年工業統計調査で把握する事項は、平成 23 年調査で把握することとするとされていたが、SNA 確報推計の代替推計について統計委員会において検討した結果、推計精度の低下が避けられないとの判断がなされた。

この判断を受け、内閣府、総務省、経済産業省は「経済センサス-活動調査の実施方法等の見直しについて」において、製造業を含む経済センサス-活動調査を平成 24 年 2 月に実施することとするとともに、平成 22 年工業統計調査を実施することとし、平成 24 年以降の工業統計調査については経済センサス-活動調査の年以外は毎年裾切り調査として実施することとしたため、それに伴う改正を行う。

2. 改正内容

工業統計調査を経済センサス-活動調査実施年を除き毎年実施する旨改める。

申請事項記載書

- 1 調査の名称
工業統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
1～4 略 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 略 (2) 基準となる期日又は期間 <u>経済センサス - 活動調査の年</u> <u>を除き、毎年12月31日現在</u> <u>によって行う。ただし、5の(1)</u> <u>の1) ⑦から⑩ (⑫を除く) 及び</u> <u>2) ⑦から⑫は、1月1日から</u> <u>12月31日までの1年間に</u> <u>よって行う。</u> また、5の(1)の1) ⑫は、 年初(1月1日現在)、年末(1 2月31日現在)によって行う。 6 略 7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 <u>経済センサス - 活動調査の年</u> <u>を除き毎年</u> (2) 略 8～12 略	1～4 略 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 略 (2) 基準となる期日又は期間 毎年12月31日現在によっ て行う。ただし、5の(1)の 1) ⑦から⑩ (⑫を除く) 及び 2) ⑦から⑫は、1月1日から 12月31日までの1年間によ って行う。 また、5の(1)の1) ⑫は、 年初(1月1日現在)、年末(1 2月31日現在)によって行う。 6 略 7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 毎年 (2) 略 8～12 略	「経済センサスの 枠組みについて」(平 成18年3月31日 経済センサス(仮称) の創設に関する検討 会決定)等に基づく経 済センサス - 活動調 査の実施に伴う工業 統計調査の調査周期 の変更のため。

工業統計調査要綱

(案)

承認期日 平成 年 月 日

経済産業省経済産業政策局
調査統計部産業統計室

工業統計調査要綱

1 調査の名称

工業統計調査

2 調査の目的

我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための工業統計調査を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）について行う。

工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。

工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）、乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）について行う。

4 報告を求める者

(1) 数

甲調査：約200,000事業所

乙調査：約250,000事業所

なお、調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約700,000事業所。

(2) 選定の方法（☒全数 ☐無作為抽出 ☐有意抽出）

(3) 報告義務者

事業所の管理責任者。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「本社一括調査企業」という。）に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

1) 甲調査

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る。）
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 常用労働者毎月末現在数の合計
- ⑧ 現金給与総額
- ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- ⑩ 有形固定資産
- ⑪ リース契約による契約額及び支払額
- ⑫ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- ⑬ 製造品の出荷額、在庫額等
- ⑭ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑮ 内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。）
- ⑯ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑰ 主要原材料名
- ⑱ 作業工程
- ⑲ 工業用地及び工業用水
- ⑳ ⑩、⑫及び⑬の在庫額に係る消費税の経理処理の状況

2) 乙調査

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る。）
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 現金給与総額
- ⑧ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額

- ⑨ 製造品出荷額等
- ⑩ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑪ 内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。）
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑬ 主要原材料名及び簡単な作業工程

(2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査の年を除き、毎年12月31日現在によって行う。ただし、5の(1)の1) ⑦から⑯ (⑫を除く) 及び2) ⑦から⑫は、1月1日から12月31日までの1年間によって行う。

また、5の(1)の1) ⑫は、年初(1月1日現在)、年末(12月31日現在)によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査員調査：経済産業省－都道府県－市町村－調査員－報告者

郵送・オンライン調査（本社一括調査等）：経済産業省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法（☒調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他）

1) 準備調査

- ① 工業統計調査の実施に先立って調査対象を確定するために、準備調査を行う。
- ② 準備調査は、別紙様式第1に掲げる工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）を用いて他計方式によって行う。
- ③ 統計調査員は、市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。
- ④ 市町村長は、準備調査名簿を整理した上、審査し、その写し1部を作成して保存し、原票を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。
- ⑤ 都道府県知事は、受理した準備調査名簿を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿の原票を翌年5月31日までに経済産業大臣に提出する。
- ⑥ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに準備調査名簿の内容を翌年5月31日までに記録する。
- ⑦ 都道府県知事及び市町村長は、別紙に定めるところにより、準備調査名簿の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

2) 甲調査

- ① 報告方法

甲調査は、別紙様式第2による工業調査票甲を用いて自計方式によって行う。作成部数は2部とし、1部を控え用、1部を提出用とする。

② 統計調査員及び経済産業大臣による調査票の配布

統計調査員は、準備調査の結果に基づき、工業調査票甲を従業者30人以上の報告義務者に配布する。ただし、本社一括調査企業に属する事業所及び経済産業大臣が指定する事業所（以下「国直轄事業所調査事業所」という。）にあつては、経済産業大臣が本社一括調査企業の報告義務者及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者に配布する。

③ 統計調査員及び市町村長による調査票の提出

ア 報告義務者は、統計調査員から配布された調査票に所定の事項を記入し、市町村長の定める日までに1部を統計調査員に提出する。

イ 統計調査員は、市町村長の定める日までに報告義務者から調査票1部を取集し、市町村長に提出する。

ウ 市町村長は、イの規定により提出された工業調査票甲を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに1部を都道府県知事に提出する。

④ 本社一括調査企業及び国直轄事業所調査事業所による調査票の提出

ア 本社一括調査企業及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者は、経済産業大臣から配布された調査票に所定の事項を記入し、経済産業大臣が定める日までに経済産業大臣に提出する。

イ 経済産業大臣は、アの規定により提出された調査票を都道府県別に整理した上、審査し、当該調査票に記載された事業所の所在地を管轄する都道府県知事に当該調査票を1部送付する。

⑤ 電子情報処理組織による提出

ア 本社一括調査企業及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、経済産業大臣が定める日までに提出する。

イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に提出したものとする。

⑥ 都道府県知事による調査票の提出

ア 都道府県知事は、③ウ及び④イの規定により提出又は送付された調査票を整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。

イ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された調査票の内容を翌年6月30日までに総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。

ウ 都道府県知事は、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれ

それを保存し、調査票の原票を翌年6月30日までに経済産業大臣に提出する。

エ 都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票甲の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

3) 乙調査

① 報告方法

乙調査は、別紙様式第3による工業調査票乙を用いて自計方式によって行う。作成部数は2部とし、1部を控え用、1部を提出用とする。

② 統計調査員及び経済産業大臣による調査票の配布

統計調査員は、準備調査の結果に基づき、工業調査票乙を従業者29人以下の報告義務者に配布する。ただし、本社一括調査企業に属する事業所にあつては、経済産業大臣が本社一括調査企業の報告義務者に一括して配布する。

③ 統計調査員及び市町村長による調査票の提出

ア 報告義務者は、統計調査員から配布された調査票に所定の事項を記入し、市町村長の定める日までに1部を統計調査員に提出する。

イ 統計調査員は、市町村長の定める日までに報告義務者から調査票1部を取集し、市町村長に提出する。

ウ 市町村長は、イの規定により提出された工業調査票乙を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに1部を都道府県知事に提出する。

④ 本社一括調査企業による調査票の提出

ア 本社一括調査企業の報告義務者は、経済産業大臣から配布された調査票に所定の事項を記入し、経済産業大臣が定める日までに経済産業大臣に提出する。

イ 経済産業大臣は、アの規定により提出された調査票を都道府県別に整理した上、審査し、当該調査票に記載された事業所の所在地を管轄する都道府県知事に当該調査票を1部送付する。

⑤ 電子情報処理組織による提出

ア 本社一括調査企業の報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、経済産業大臣が定める日までに提出する。

イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に提出したものとする。

⑥ 都道府県知事による調査票の提出

ア 都道府県知事は、③ウ及び④イの規定により提出又は送付された調査票を整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。

イ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された調査票の内容を翌年6月30日までに総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。

ウ 都道府県知事は、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を翌年6月30日までに経済産業大臣に提出する。

エ 都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票乙の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

なお、本社一括調査及び国直轄事業所調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

経済センサス - 活動調査の年を除き毎年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査翌年の6月30日。

8 集計事項

(1) 工業統計速報

- 産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、在庫額、有形固定資産投資総額
- 従業者規模別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、有形固定資産投資総額
- 都道府県別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額

(2) 工業統計表産業編〔概要版〕

- 産業細分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、在庫額、有形固定資産額、リース契約額・支払額
- 従業者規模別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、在庫額、有形固定資産額、リース契約額・支払額
- 都道府県別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、有形固定資産投資総額

(3) 工業統計表産業編

- 産業細分類別の事業所数、従業者数、常用労働者月平均数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付加価値額、在庫額、有形固定資産額、リース契約額・

支払額

- 従業者規模別・産業細分類別の事業所数、従業者数、常用労働者月平均数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、付加価値額
 - 従業者規模別・産業中分類別の在庫額、有形固定資産額、リース契約額・支払額
 - 都道府県別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付加価値額、在庫額、有形固定資産額、リース契約額・支払額
 - 産業細分類別・1事業所当たりの従業者数、製造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付加価値額及び従業者数1人当たりの現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、付加価値額及び雇用者1人当たりの現金給与総額
 - 従業者規模別・産業中分類別・1事業所当たりの従業者数、製造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付加価値額及び従業者数1人当たりの現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、付加価値額及び雇用者1人当たりの現金給与総額
- (4) 工業統計表市区町村編
- 都道府県別・市区町村別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産年末現在高
- (5) 工業統計表企業統計編
- (企業について)
- 経営組織別・資本金階層別・従業者規模別・産業小分類別の企業数
 - 経営組織別・資本金階層別・従業者規模別・産業中分類別の従業者数、粗付加価値額、投資総額
 - 経営組織別・資本金階層別・産業小分類別の企業数、事業所数、従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額
 - 従業者規模別・産業小分類別の企業数、事業所数、従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額
 - 企業産出産業別・産業小分類別の企業数・事業所数
- (事業所について)
- 経営組織別・資本金階層別・産業細分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額
 - 経営組織別・資本金階層別・品目別の製造品出荷額、出荷率
- (6) 工業統計表品目編
- 品目別の出荷、在庫、賃加工額、産出事業所数
 - 品目群別・都道府県別の出荷額
 - 品目別の都道府県別の出荷、産出事業所数
 - 品目別・従業者規模別の出荷、産出事業所数

- 品目別・産業別の出荷、産出事業所数
- その他収入の種類別・都道府県別の収入額、産出事業所数
- その他収入の種類別・産業別の収入額、産出事業所数

(7) 工業統計表用地・用水編

(工業用地について)

- 産業細分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所延建築面積
- 従業者規模別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所延建築面積
- 都道府県別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所延建築面積
- 工業地区別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所延建築面積
- 敷地規模別・都道府県別・産業中分類別の事業所数
- 敷地規模別・都道府県別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所延建築面積

(工業用水について)

- 産業細分類別の事業所数、水源別用水量・用途別用水量
- 従業者規模別・産業中分類別の事業所数、水源別用水量、用途別用水量
- 都道府県別・産業中分類別の事業所数、水源別用水量、用途別用水量
- 工業地区別・産業中分類別の事業所数、水源別用水量、用途別用水量

(8) 工業統計表工業地区編

- 都道府県別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、有形固定資産年末現在高、付加価値額
- 工業地区別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、有形固定資産年末現在高、付加価値額
- 工業地区別・産業細分類別・事業所数ウェイト順の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、付加価値額
- 工業地区別・産業細分類別・出荷額ウェイト順の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、付加価値額

(9) 工業統計詳細情報

- 都道府県別・産業細（中）分類別・（従業者規模別）の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、原材料使用額等、有形固定資産額、リース契約額・支払額、在庫額、工業用地、

工業用水、生産額、付加価値額、粗付加価値額等

- 市区町村別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、付加価値額、粗付加価値額

(10) メッシュデータ ※注1※注2

(1kmメッシュ)

- 事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、付加価値額等
- 従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等
- 経営組織別資本金階層別事業所数、従業者数、製造品出荷金額等
- 産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等

※注1 市区町村別、都道府県別、全国の3区分のメッシュからなる。

※注2 平成20年調査について作成する。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

経済産業大臣は集計の結果をインターネット、刊行物及び閲覧により公表する。

閲覧の方法 (CD-ROM に記録したものをディスプレイ画面に表示する方法により閲覧又は電磁的記録からの打ち出しリストの閲覧)

(2) 公表の期日

工業統計速報は、調査年の翌年 (9月～11月頃の予定)

工業統計表産業編〔概要版〕は、調査年の翌々年 (1月～2月頃の予定)

工業統計表産業編は、調査年の翌々年 (4月～5月頃の予定)

工業統計表市区町村編は、調査年の翌々年 (5月～7月頃の予定)

工業統計表企業統計編は、調査年の翌々年 (8月～9月頃の予定)

工業統計表品目編は、調査年の翌々年 (3月～4月頃の予定)

工業統計表用地・用水編は、調査年の翌々年 (6月～8月頃の予定)

工業統計表工業地区編は、調査年の翌々年 (6月～8月頃の予定)

工業統計詳細情報は、調査年の翌々年

メッシュデータは、調査年の3年後

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
準備調査名簿の写し	2年	市町村長及び都道府県知事
工業調査票甲及び乙の写し	2年	都道府県知事
準備調査名簿	3年	経済産業大臣
工業調査票甲及び乙	3年	経済産業大臣
集計表	3年	経済産業大臣
調査票を記録した電磁的記録	2年	都道府県知事
準備調査名簿、調査票及び集計表を記録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5の(1)報告を求める事項」中「1)甲調査」の⑥から⑯まで及び「2)乙調査」の⑥から⑬までに掲げる事項。

別紙様式第1 準備調査名簿一略

別紙様式第2 工業調査票甲一略

別紙様式第3 工業調査票乙一略

別紙

準備調査名簿及び調査票の複写業務の一部委託について

経済産業大臣、都道府県知事及び市町村長が、準備調査名簿及び調査票の複写業務の一部を第三者に委託して行わせる場合には、それぞれの受託者に準備調査名簿及び調査票の秘密保護を厳守させるため、次の措置を採るものとする。

- (1) 契約書に秘密保護に関する規定を設けること。
- (2) 受託者からの誓約書の徴求、その他準備調査名簿及び調査票の秘密の保護のために必要と認める措置を採ること。

工業統計調査の必要性

工業統計調査は、統計法（平成１９年法律第５３号）に基づく基幹統計調査として、工業統計調査規則（昭和２６年１２月２８日通商産業省令第８１号、最終改正平成２２年１０月２０日経済産業省令第５２号）によって実施している。

本調査は、事業所数、従業者数、現金給与額、原材料・燃料・電力使用額、製造品出荷額、有形固定資産額、工業用水の使用量などを産業分類別、規模別、地域別等に工業の実態を明らかにし、工業に関する施策等の基礎資料を得ることを目的としている。

調査の結果は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の運用、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の運用、ものづくり基盤技術の高度化に関する法律の運用、発電用施設周辺地域整備法の運用、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の運用など中小企業施策、産業立地施策及び都道府県における流域別下水道整備総合計画、流域別下水道整備総合計画に関する基本方針の策定などの各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。

また、国民経済計算、企業物価指数、産業連関表、鉱工業生産指数、中小企業白書などの各種二次統計作成のための基礎資料及び各種統計調査の母集団など幅広く利用されている。

なお、工業統計調査は、「経済センサス-活動調査の実施方法等の見直しについて」の整理に従い、平成２３年調査を休止し、平成２４年調査以降は経済センサス-活動調査の年を除き毎年調査を行うこととなった。

工業統計調査の利用実態

工業統計調査は製造業の全体像を把握し、その構造を分析するための基本的な統計であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学など以下のように幅広く利用されている。

(1) 国や都道府県の施策立案の基礎資料

＜国での利用例＞

◆地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料

- ・地方交付税の算定（「普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第11条の2」において経常態容補正係数（都道府県の「商工行政費」、市町村の「地域振興費」）の算定資料）
- ・中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく中小企業セーフティーネット保証制度（業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置）の指定業種選定のための根拠資料。

◆下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に基づく流域別下水道整備総合計画策定の基礎資料

◆国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画や国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に基づく国土形成計画（旧全国総合開発計画）の策定、工場立地の現状把握や工場再配置計画のフォローアップのための基礎資料

＜都道府県・市町村での利用例＞

◆地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料

◆工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料

◆工業団地開発計画、企業誘致施策等の基礎資料

◆誘致企業と地場産業の実態把握の基礎資料

◆地方公共団体における都市計画策定、国土利用計画の運営管理、進捗状況把握の基礎資料

◆激甚災害に対処するための基礎資料への利用

（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」第2条の激甚災害の指定及びこれを適用すべき措置の指定を受けるための基礎資料）

(2) 二次統計等の作成のための基礎資料

＜国での利用例＞

◆産業連関表、国民経済計算（SNA）及び国民所得統計（GDP統計）等の基礎資料

◆鉱工業指数のウェイト算出等の基礎資料

◆中小企業白書、ものづくり白書、国民生活白書等の資料

＜都道府県・市町村での利用例＞

◆地域産業連関表、県民所得統計等の基礎資料

◆地域別の鉱工業生産活動指数のウェイト算出等の基礎資料

◆県勢要覧、市勢要覧等の基礎資料

(3) 企業や大学での利用

◆企業において、関係業界の動向分析、需要予測、設備投資計画等の資料

◆大学、学会においての各種学術研究資料及び小・中・高等学校の学習用教材資料

(4) 国際連合統計部、経済開発協力機構（OECD）統計局への提供資料等の国際比較の資料

(5) 各種調査の標本設計等の母集団